

上京区選挙管理委員会告示第6号

公職選挙法第37条第7項の規定により指定した指定投票区及び同法施行令第26条第1項により定めた指定関係投票区を変更したので、同条第2項の規定に基づき告示します。

平成24年9月27日

上京区選挙管理委員会
委員長 古武博司

	指定投票区	指定関係投票区	備考
変更前	第15投票区	第1投票区～第14投票区及び第16投票区～第19投票区	
変更後	第12投票区	第1投票区～第11投票区及び第13投票区～第19投票区	平成24年 9月20日変更

(上京区選挙管理委員会事務局)